

改正労働安全衛生法に基づく「ストレスチェック制度」に関する説明会を開催しました。

那覇労働基準監督署（署長：星野 護）は、平成27年12月1日から施行されるストレスチェック制度（医師、保健師等による労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査）の施行に向けた取組と今後の予定等について、10月30日（金）、11月2日（月）、11月4日（水）の3日間にわたり「ストレスチェック制度説明会」を開催しました。

ストレスチェック制度は事業場の義務となることから、各事業場においては、当制度の目的「①メンタルヘルス不調の未然防止のための1次防止 ②労働者自身のストレスの気付きを促す ③職場環境の改善」及び趣旨を十分に理解し、確実に実施して頂くことになっています。

当説明会には那覇労働基準監督署管内の事業場で労働衛生管理等を担当する518名の方が参加されました。

説明会では、沖縄労働局健康安全課 梅澤労働衛生専門官より、①「[改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度](#)」 ②「[ストレスチェック実施時の具体的例](#)」 ③「[ストレスチェック制度実施規定例](#)」 ④「[ストレスチェック制度関係Q&A](#)」について、また、沖縄産業保健総合支援センター大村副所長より「[ストレスチェック制度の導入をサポートします](#)」と題して同制度のポイントをしぼった説明が行われました。

説明会の模様（梅澤労働衛生専門官）



※説明会での主な[質疑応答](#)です！



クリック

お知らせ！

厚生労働省委託事業全国セミナー「ストレスチェック制度解説セミナー」が平成28年3月8日に開催されます。前回日程の都合で説明会へ参加出来なかった安全衛生・労務担当者におかれましては、ぜひともご参加いただきますようご案内いたします。 開催会場：沖縄県産業支援センター 中ホール（那覇市小禄（字）1831-1） 開催時間や参加申込み等の詳細については、沖縄労働局ホームページに掲載される予定です。